平成２１年（フ）第９３２号
兵庫県尼崎市武庫元町１丁目30番５―101号
債務者　矢野由美子
1　決定年月日時　平成21年12月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月12日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２１年（フ）第９７７号
兵庫県西宮市今津久寿川町12番79号
債務者　日南亜津子
1　決定年月日時　平成21年12月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月12日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２１年（フ）第１０２０号
兵庫県尼崎市富松町４丁目７番５号サンパティオ・アネックス112号
債務者　飯山　慶子
1　決定年月日時　平成21年12月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月12日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２１年（フ）第１０５１号
兵庫県芦屋市宮塚町５番６号
債務者　本岡　康弘
1　決定年月日時　平成21年12月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月12日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２１年（フ）第１０９４号
兵庫県尼崎市杭瀬北新町４丁目８番25号
債務者　大西　　恵
1　決定年月日時　平成21年12月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月12日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２１年（フ）第５２１号
徳島市加茂名町西名東山50番地の213
債務者　佐野　広征
1　決定年月日時　平成21年12月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月12日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第２０号
徳島県阿南市羽ノ浦町春日野１番地116
債務者　長尾　　巧
1　決定年月日時　平成21年12月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月12日まで
徳島地方裁判所阿南支部

平成１９年（フ）第７２４号
高知市城北町10番11号　尾崎コーポ
債務者　伊藤　重法
1　決定年月日時　平成21年12月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月12日まで
高知地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第８４９号
高知市長浜4871番地２
債務者　野町　加代
1　決定年月日時　平成21年12月11日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月12日まで
高知地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第８９８号
高知市曙町１丁目６番６号
債務者　平村　光徳
1　決定年月日時　平成21年12月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月12日まで
高知地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第８９９号
高知市梅ノ辻４番５号　ラ・シャンブルＫ205
債務者　石橋　未歩
1　決定年月日時　平成21年12月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月12日まで
高知地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第９６９号
高知市孕西町110番地３
債務者　武政　勝司
1　決定年月日時　平成21年12月11日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月12日まで
高知地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第９７３号
高知市大津乙1926番地78　新生荘１Ｆ１
債務者　山下　富幹
1　決定年月日時　平成21年12月11日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月12日まで
高知地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第１１９１号
福岡県遠賀郡芦屋町大字山鹿121番地１
債務者　三浦　光政
1　決定年月日時　平成21年12月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月12日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（フ）第１３２５号
北九州市小倉北区熊谷１丁目12番１号
債務者　椎山　美和
1　決定年月日時　平成21年12月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月12日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（フ）第１３２９号
北九州市八幡東区末広町10番13号
債務者　黒木　健次
1　決定年月日時　平成21年12月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月12日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（フ）第１３４４号
北九州市八幡西区本城東１丁目３番25―502号
債務者　井上　聡美
1　決定年月日時　平成21年12月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月12日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（フ）第１３８５号
北九州市八幡西区清納１丁目３番７―206号
債務者　齊藤千佐子
1　決定年月日時　平成21年12月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月12日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部